

社会保険労務士事務所

ソーシャルブライトマネジメント

154.0001 東京都世田谷区池尻3-28-5 COLUMN82-3F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <http://www.s-b-m.jp/>

SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

平成29年4月号

申請受付が始まった

「勤務間インターバル」導入助成金

◆最大50万円支給

2月15日より、中小企業事業主を対象とした「職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）」の申請受付がスタートしました。

本助成金は、過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け、勤務間インターバル（休憩時間数を問わず就業規則等において終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているもの）の導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部（最大で50万円）を助成するものです。

◆支給対象事業主は？

支給対象事業主は次の通りです（その他、資本・出資額や労働者数に関する要件があります）。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主であること

ア 勤務間インターバルを導入していない事業場

イ すでに休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場

ウ すでに休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(2) 労働時間等の設定の改善を目的とした労働時間の上限設定に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

◆支給対象となる取組み

以下の取組みのうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります（原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません）。

(1) 労務管理担当者に対する研修

(2) 労働者に対する研修、周知・啓発

(3) 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング

(4) 就業規則・労使協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）

(5) 労務管理用ソフトウェアの導入・更新

(6) 労務管理用機器の導入・更新

(7) その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

なお、支給対象となる取組みは、「成果目標」として、事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務間インターバルを導入することを目指して実施することが求められています。

◆申請受付期限は？

都道府県労働局への申請受付は12月15日が締切日となっていますが、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、それ以前に受付が締め切られる場合があります。

転職シーズン到来！

今どきの転職事情とは？

◆今年も転職シーズンが到来

例年3～4月は、年間で最も中途採用が多い時期です。その理由は単純で、事業年度が変わることで、多くの企業で新事業の開始や組織の再編が行われ、異動者や退職者が増えるため、それに伴う人材募集も多くなるからです。

また、この時期の中途採用には「研修を新入社員と同時に済ませることができる」というメリットもあります。

◆転職市場も「売り手市場」

転職市場は年々広がり続けています。日本経済新聞（2月18日付電子版）によれば、リーマンショック後に大きく落

ち込んだ転職者数は、その後順調に回復し、昨年7年ぶりに300万人の大台を回復したとのこと。

株式会社インテリジェンスの「DODA 転職市場予測」によれば、今年上半期の求人数の増減見込みは、11業種のうち「増加」が3業種、「緩やかに増加」が5業種、「横ばい」が3業種とのこと。

今は全体的に人手不足の時代ですが、転職市場においても「売り手市場」がまだまだ続きそうです。

◆今どきの転職の特徴

近年の転職の特徴の1つが「転職後の給与の方が転職前より上がる傾向」にあることです。

厚生労働省の「転職入職者の賃金動向」および「雇用動向調査結果の概況」によれば、平成27年を境として、「転職で給料増」が「転職で給料減」の数を上回り続けています。また、もう1つの特徴が、中年層以上の転職者が増加していることです。

総務省「労働力調査（詳細集計）」によれば、昨年の45～54歳の転職者は50万人でしたが、これは平成14年以降で最多の人数です。

◆転職活発化の影響

このような転職市場の活性化は、企業に少なからぬ影響をもたらします。

積極的に中途採用をしたい企業にとっては、他社に先駆けて人材を確保するため、人件費をはじめコスト増が避けられません。

また、現時点で中途採用の予定がない企業にとっても、自社の従業員がより良い待遇を求めて他社に流出しやすい時代だと言えます。

従業員が自社への不満を必要以上にため過ぎることのないよう、待遇には細心の注意が必要だと言えます。

今月の税務と労務の手続

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

17日

○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出
[市区町村]

5月1日

○ 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]

○ 労働者死傷病報告の提出
＜休業4日未満、1月～3月分＞ [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）
＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]

○ 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付
[都道府県・市町村]